

議案第12号

高根沢町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
改正について

高根沢町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年高根沢町条例第195号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年3月2日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
の概要について

1 改正理由

令和3年4月13日付け消防地第171号で消防庁長官通知が発出され、年々減少傾向にある消防団員の処遇改善のため、今までの団員報酬に加えて出動報酬を創設し、災害に関する出動については一日あたり8,000円とする基準が示されました。本町においても出動報酬を創設し、令和4年4月1日から運用を開始するため、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

(1) 出動報酬の支給

団員が、災害、警戒、訓練、点検等の職務に従事する場合には、1時間につき1,000円の出動報酬を支給する規定を追加します。

(第12条)

(2) その他

消防組織法第22条に基づき、第3条の「任命する」の前に、「町長の承認を得て」の文言を追加するなど、その他文言を改めます。

(第3条、第8条及び第13条)

3 施行日

令和4年4月1日

高根沢町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年高根沢町条例第195号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命)</p> <p>第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき町長が<u>任命し、その他の団員は団長が、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長の承認を得て任命する。</u></p> <p>(1) 当該消防団の<u>区域内</u>に居住し、又は勤務する者</p> <p>2 団員のうち支援団員は、前項各号に掲げる<u>もののほか、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(出勤)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出勤し職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</u></p>	<p>(任命)</p> <p>第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、<u>次の各号に掲げる資格を有する者のうちから任命する。</u></p> <p>(1) 当該消防団の<u>区内</u>に居住し、又は勤務する者</p> <p>2 団員のうち支援団員は、前項に掲げる<u>資格のほか、次の各号に掲げる資格を有する者とする。</u></p> <p>(出勤)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出勤し職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員には、次により報酬を支給する。</u></p> <p><u>団長 年額 180,000円</u></p> <p><u>副団長 年額 135,000円</u></p> <p><u>本部長 年額 110,000円</u></p> <p><u>本部次長 年額 100,000円</u></p> <p><u>分団長 年額 95,000円</u></p> <p><u>副分団長 年額 67,000円</u></p> <p><u>部長 年額 56,000円</u></p>

<p>2 <u>団員には、次により年額報酬を支給する。</u></p> <p><u>団長 年額 180,000円</u></p> <p><u>副団長 年額 135,000円</u></p> <p><u>本部長 年額 110,000円</u></p> <p><u>本部次長 年額 100,000円</u></p> <p><u>分団長 年額 95,000円</u></p> <p><u>副分団長 年額 67,000円</u></p> <p><u>部長 年額 56,000円</u></p> <p><u>班長 年額 45,000円</u></p> <p><u>団員 年額 40,000円</u></p> <p><u>支援団員 年額 20,000円</u></p> <p>3 <u>団員が、災害、警戒、訓練、点検等の職務に従事する場合には、1時間につき1,000円の出動報酬を支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が<u>災害、警戒、訓練、点検等の職務に従事する場合には、必要に応じ費用を弁償する。</u></p>	<p><u>班長 年額 45,000円</u></p> <p><u>団員 年額 40,000円</u></p> <p><u>(支援団員 年額 20,000円)</u></p> <p><u>(特定の職務のみを行う団員として町長が定める団員 年額 20,000円)</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が<u>水火災、警戒等の職務に従事する場合には、必要に応じ費用を弁償する。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。